

2024-2 税務・労務・法務情報

BIR RMC

2024-11 リース会計の税務上の取扱について

IFRS(PFRS)16の改定により、リース資産は、使用权資産（Right-of-use Assets）に統一されましたが、税務上の取扱についてQ&A形式で解説しています。

1. オペレーティングリース（OL）とファイナンスリース（FL）の区分定義・・・税務上はこの区分を残しています。
2. OLとFLの課税所得計算上の違い・・・OLの場合はリース料を損金算入、FLの場合は減価償却によることも可能。
3. 会計上使用権資産と整理されたものに係る減価償却費+利息の取扱・・・損金算入を認めない。実際に支払ったリース料のみが損金算入可能。
4. FS上開示すべき事項・・・使用权資産の減価償却費及び支払い利息の額その他
5. リース取引に関連する初期費用の整理・・・支払時に損金算入可能
6. 所有者が負担すべき費用の賃借人負担・・・固定資産税・共益費等を賃借人が負担した場合、所有者からの請求書・領収証が発行されることを条件に損金算入可能。
7. リース取引と見做される場合は、リース料支払いに対して、5%の源泉徴収、VAT課税となる。
*税務上は、従来通りOL、FLに区分した取り扱いを継続するという趣旨のようです。

2024-12 外貨建取引の税務上の取扱について

本規則は、ペソを機能通貨（Functional Currency）とする者に対してのみ適用されます。Q&A形式で解説しています。

1. 換算日・・・取引日、報告日、決済日等としています。
*月末レート一括換算でBIRから指摘を受けた事例はありません。
2. 換算レート・・・取引日のスポットレート（但し、各種存在するので、継続適用を条件に選択可能）
BAP（Banker's Association of the Philippines）公表レート使用を原則とするが、BSP（Bangko Sentral ng Pilipinas）、Bloomberg等の使用も可能。（但し、課税期間開始30日前までに届け出が必要）
3. 実現為替差損と未実現為替差損・・・区分整理が必要。税務上の課税所得金額算出上、未実現為替差損益は含まれません。
4. 為替差益と為替差損の相殺処理・・・不可。区分表示が原則。
*経済特区登録企業については、為替差益は一般法人課税（為替差損は原価算入不可）と当局は主張していますので、実務的には相殺表示することをお勧めしています。
5. 所得税以外の税目（VAT,印紙税等）は、取引日のレートを使用。

ジャパンデスク 清水 麻利

(英語・タガログ語⇄日本語翻訳業務担当)